

令和2年度

第1回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和2年4月14日

湯沢市農業委員会

## 第1回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和2年4月14日（火）午後2時00分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後2時08分

閉会 午後3時25分

### 1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	麻生 良子	10番	高橋 伸太郎
2番	宮原 正明	11番	姉崎 与志弘
3番	高橋 郁夫	12番	川崎 秀悦
4番	杳澤 弥	13番	加藤 エリ子
5番	伊藤 秀郎	15番	佐藤 栄子
6番	高橋 廣尚	16番	瀬川 等
7番	能登 公平	17番	水戸 義昭
8番	藤谷 清志	18番	小嶋 幸吉（会長職務代理者）
9番	高橋 敬悦	19番	半田 好廣（会長）

### 2) 欠席した委員

14番 高橋 忠雄

### 3) 遅刻した委員

5番 伊藤 秀郎

19名中18名出席  
(午後2時08分)

### 4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 高橋 里治

班 長 阿部 武彦

主 幹 高橋 一寿

## 5) 会議の提出案件

### 1 会務報告

### 2 報 告

・報告第1号 第13回運営委員会の報告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

(3) 申請取下げ申請

(4) 申請許可状況

(5) 農地所有適格法人の報告等

### 3 議 案

議案第1号 職員の任免について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による  
農用地利用配分計画の案の決定について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第7号 非農地証明願いについて

議案第8号 下限面積(別段の面積)の設定について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 2 時 8 分 委員総数 19 名中ただいまの出席委員は 18 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、14 番 高橋 忠雄 委員です。</p> <p>また、5 番 伊藤 秀郎 委員より開会時刻に遅れる旨の申し出がされております。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、15 番 佐藤 栄子 委員、3 番 高橋 郁夫 委員、の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 3 件、議案 8 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p> <p>高橋事務局長。</p>

<p>議 長</p>	<p>(会務報告、朗読説明)</p> <p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、報告第1号 第13回 運営委員会の報告をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(18番 小嶋 幸吉 会長職務代理者、挙手)</p> <p>18番 小嶋 幸吉 職務代理者。</p>
<p>議 長</p>	<p>(第13回運営委員会報告、案件等説明)</p> <p>報告第1号 第13回運営委員会報告について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等 の報告をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
<p>阿部班長</p>	<p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は8件、 面積 34,452.00 m<sup>2</sup>であります。解約理由は、整理番号第92号は第三者に 利用権設定するため、整理番号第93号、98号、100号は貸人の都合によ るため、整理番号第94号、95号は契約内容を変更するため、整理番号第 97号は所有者の都合によるため、整理番号第99号は借人の都合によるた</p>

めとなっております。

議案書 3 ページをご覧ください。2 使用貸借契約合意解約通知は 8 件、面積 55,386.00 m<sup>2</sup>であります。解約理由は、整理番号第 19 号は会社経営を休止するため、整理番号第 20 号、21 号、22 号、25 号は第三者へ利用権設定するため、整理番号第 23 号、24 号、26 号は契約内容を変更するためとなっております。

次に、3 申請取下げは 2 件であります。1 件は貸人の都合による利用権設定の申請取下げ、もう 1 件は所有者死亡による所有権移転の申請取下げとなっております。

議案書 4 ページをご覧ください。4 申請許可状況であります。先月の転用案件 1 件は秋田県農業会議常設審議委員会への諮問の必要がなく、3 月 12 日付けで許可したことを報告いたします。

議案書 5 ページをご覧ください。5 農地所有適格法人の報告等についてであります。これは農地法第 6 条第 1 項の規定により耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令に基づき農業委員会に報告することとなっているものです。農地所有適格法人 30 法人中、農事組合法人下関農産、合同会社あぶみ田ファーム、農事組合法人山民の 3 法人から報告書の提出がありました。法人要件の適否については、3 法人とも 4 項目すべて適であったことをご報告いたします。なお、その他の 27 法人についてはすでに報告書を提出済みであります。報告は以上です。

議 長

只今の報告内容について、ご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議 長

それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。

議案第 1 号「職員の任免について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。

(高橋事務局長、挙手)

議 長

高橋事務局長。

高橋局長	<p>議案書7ページをご覧ください。議案第1号「職員の任免について」農業委員会等に関する法律第26条第3項に伴い、次の者についての任免を要する。令和2年4月14日提出。</p> <p>3月31日付けで佐藤 雅仁班長が退職となりました。転入者は福祉保健こども未来課から農地農務班に阿部 武彦班長が転入となっております。</p>
議 長	<p>議案第1号「職員の任免について」質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第1号「職員の任免について」採決を求めます。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手、異議ないものと認め、議案第1号「職員の任免について」任免することと致します。それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>議案第2「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和2年4月14日提出。</p> <p>案件の説明をさせていただきます。議案書9ページをご覧ください。3条使用貸借権設定は1件、面積23,399㎡であります。申請事由は、農地中間管理機構が行う農地売買等支援事業に伴う使用収益権設定のため</p>

	<p>であります。</p> <p>次に議案書 10 ページをご覧ください。3 条賃貸借権設定は 2 件、面積 2,900 m<sup>2</sup>であります。申請事由は経営拡張、賃料は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書 11 ページから 13 ページをご覧ください。3 条所有権移転は 8 件、面積 13,799 m<sup>2</sup>であります。申請事由は、申請番号第 51 号、54 号、56 号、58 号は受贈、申請番号第 52 号、53 号、55 号、57 号は経営拡張、売買価格は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。3 条賃貸借権移転は 5 件、面積 20,324 m<sup>2</sup>であります。申請事由は、譲渡人が設立した法人へ移行するものであります。法人は令和 2 年 2 月に設立されました。</p> <p>なお、申請番号 3 の備考の賃貸借期間が平成 26 年 5 月 11 日までとなっておりますが、所有者と賃借者双方に異存がなく期間が自動更新されております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 2 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p>



阿部班長	<p>(議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和2年4月14日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書17ページの利用権設定整理番号第654号と655号は9番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、利用権設定整理番号第654号と655号を審議しますので、9番 高橋 敬悦 委員の退席をお願い致します。</p>
	<p>(9番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後2時31分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p>
	<p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第654号と655号について、朗読説明)</p> <p>議案書17ページをご覧ください。利用権設定整理番号第654号と655号は、面積6,835㎡であります。2件とも賃貸借権の新規設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。利用権設定整理番号第 654 号と 655 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p>
議 長	<p>(9 番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後 2 時 33 分)</p> <p>5 番 伊藤 秀郎 委員の着席をお願い致します。</p>
議 長	<p>(5 番 伊藤 秀郎 委員、着席) (午後 2 時 33 分)</p>
議 長	<p>次に、議案第 3 号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第 3 号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明)</p> <p>議案書 17 ページから 24 ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は、賃貸借権が 21 件、面積 111,193.37 m<sup>2</sup>であります。新規の設定が 19 件、再設定は 4 件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。使用貸借権は 2 件、面積 9,960 m<sup>2</sup>であります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第3号議事参与制限以外の利用権設について、計画のとおり決定することと致します。続きまして、所有権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第3号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書 25 ページから 26 ページをご覧ください。所有権移転は6件、面積は123,662.29㎡であります。申請事由は5件が経営拡張であります。26 ページ、整理番号第42号は農地中間管理事業の農地売買等支援事業の案件となっております。価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。 (午後2時41分)</p>
議 長	<p>再開します。 (午後2時51分)</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求</p>

	<p>めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p> <p>阿部班長</p>	<p>全員挙手。議案第 3 号の所有権移転は計画のとおり決定することと致します。続きまして、利用権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(議案第 3 号農業経営基盤強化促進法の利用権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書 27 ページ、28 ページをご覧ください。利用権移転は 4 件、面積は 13,917 m<sup>2</sup>であります。申請事由は設立した法人への移行であります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第 3 号の利用権移転は計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」、議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題としますが、説明は両議案一括説明とさせていただきます、採決は別々とさせていただきます。案件を、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>

議 長	<p>阿部班長</p> <p>(議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理事業)」、議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理事業)」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。令和 2 年 4 月 14 日提出。議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第 2 条第 1 項第 14 号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。令和 2 年 4 月 14 日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書 31 ページの利用集積計画整理番号第 659 号、660 号、661 号のうち申請土地角間字水神川原 281、配分計画案整理番号第 672 号は 5 番 伊藤 秀郎 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、利用集積計画整理番号第 659 号、660 号、661 号のうち申請土地角間字水神川原 281、配分計画案整理番号第 672 号を審議しますので、5 番 伊藤 秀郎 委員の退席をお願い致します。</p> <p>( 5 番 伊藤 秀郎 委員、退席) (午後 2 時 59 分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p>

<p>阿部班長</p>	<p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)利用集積計画整理番号第 659 号、660 号、661 号のうち申請土地角間字水神川原 281、配分計画案整理番号第 672 号について、朗読説明)</p> <p>議案書 31 ページをご覧ください。利用集積計画整理番号第 659 号、660 号、661 号のうち申請土地角間字水神川原 281 は、面積 11,626 m<sup>2</sup>で、貸付理由は、第 659 号は農業廃止、第 660 号、661 号のうち申請土地角間字水神川原 281 は経営縮小であります。配分計画案整理番号第 672 号は経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画及び配分計画案の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。県の配分計画の決定広告は令和 2 年 5 月 29 日となっております。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。集積計画と配分計画案について、何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。利用集積計画整理番号第 659 号、660 号、661 号のうち申請土地角間字水神川原 28 を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、配分計画案の採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。配分計画案整理番号第 672 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p>

	<p>(5番 伊藤 秀郎 委員、着席) (午後2時56分)</p>
議長	<p>次に、議案第4号及び5号の議事参与制限以外の利用集積計画並びに配分計画案について事務局より説明をお願い致します。</p>
議長	<p>(阿部班長、挙手) 阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第4号及び5号議事参与制限以外の利用集積計画並びに配分計画案について、朗読説明) 議案書32ページから35ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用集積計画は、賃貸借権が5件、面積116,441.95㎡であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。使用貸借権は4件、面積11,734㎡であります。貸付け理由は経営縮小が9件、農業廃止が1件となっております。配分計画案は7件、全て経営拡張であります。すべての利用集積計画及び配分計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。集積計画と配分計画案について、何かご質問ありませんか。</p>
13番	<p>利用集積計画整理番号第64号について農地中間管理事業を利用して集積する場合のメリットにはどのようなことがあるか。</p>
高橋主幹	<p>機構集積協力金には該当しません。メリットとして考えられることは経理事務の負担軽減が図られることです。</p>
議長	<p>他にご質問ありませんか。  (質問なしの声あり)</p>

議 長	<p>質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議事参与制限以外の利用集積計画を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、配分計画案の採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議事参与制限以外の配分計画案を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、農地中間管理事業（移転）について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第4号農地中間管理事業（移転）について、朗読説明)</p> <p>議案書36ページから52ページをご覧ください。農地中間管理事業（移転）、上から4段目の配分計画案整理番号第28号から37号であります。移転事由は分散錯圃の解消が1件、それ以外は経営移譲による経営譲受となっております。配分計画案の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。賃料及び計画の終期については移転のため変更はなく、総会資料記載のとおりであります。県の配分公告は令和2年5月29日となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。配分計画案について何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>



議 長	<p>それでは、配分計画案の採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。配分計画案を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第6号「農地法5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
議 長	<p>高橋主幹。</p>
高橋主幹	<p>(議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」1農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和2年4月14日提出。</p> <p>5条使用貸借権設定1件について説明をさせていただきます。議案書54ページ、議案付属資料は17ページから25ページをご覧ください。申請内容は現在の住宅が老朽化していることから、父親の土地を借り受けて住宅を建築するための転用であります。申請地は相川字麓67-1、地目は畑、面積262㎡であります。市立須川小学校から東へ約1.2km、三関駅から南東へ約2.5kmの麓集落内に位置し、東側は畑、西・北側は道路、南側は住宅に接しております。農地区分は、申請地の周辺は住宅や農地が混在し、北・南側は山林原野が広がっている小集団の生産性の低い農地で、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないことから第2種農地と判断いたしました。土地の代替性については、現在住んでいる住宅周辺を検討したが適地が見つからず、事業の目的を達成できる土地が申請地以外なかったことからやむを得ないと考え</p>

ております。事業計画は、造成工事は行わず、一般住宅 69.41 m<sup>2</sup>、通路・雪寄せ場・緩衝地 192.59 m<sup>2</sup>となっております。事業費は建物建設経費 15,000,000 円、登記・測量経費 300,000 円、計 15,300,000 円であります。資金計画は自己資金 12,300,000 円、金融機関からの借入資金が 3,000,000 円となっております。被害防除計画は特にありません。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下により処理いたします。許可判断としまして、事業の目的を達成できる土地が申請地以外になく、申請地周辺に被害が及ぶこともないことから特に問題ないものと考えております。

次に 5 条所有権移転 1 件について説明をさせていただきます。議案書 55 ページ、議案付属資料は 26 ページから 37 ページをご覧ください。申請内容は現在の居住地は冬季の道路事情が悪いことから、申請地を取得して住宅を建築するための転用であります。申請地は三梨町字宮田屋布前 389 及び 401-1、地目は田、面積 474 m<sup>2</sup>であります。湯沢市役所稲川庁舎から南西へ約 2.8 km、市立稲庭小学校から北西へ約 3.5 km の宮田集落内に位置し、東側は田、西・南・北側は道路に接しております。農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断いたしました。事業計画は、高さ 0.6m、土量 284.4 m<sup>3</sup>の造成工事を行い、一般住宅 89.43 m<sup>2</sup>、駐車スペース 36 m<sup>2</sup>、通路 104 m<sup>2</sup>、緩衝地・雪寄せ場 244.57 m<sup>2</sup>を整備いたします。事業費は用地取得費 240,000 円、造成・整地経費 1,000,000 円、施設・建物建設経費 16,500,000 円、登記・測量経費 260,000 円、計 18,000,000 円であります。資金計画は自己資金 1,000,000 円、借入資金 17,000,000 円となっております。被害防除計画は、宮田屋布前 389 には四方に L 型擁壁を設置します。宮田屋布前 401-1 には東・北側に L 型擁壁を設置し、南側の県道から侵入できるよう施工する。土地の間を横断する排水路については、可変側溝を設置して通路を新設します。住宅は隣接する道路や農地との間に緩衝地を設けて建築します。汚水・生活雑排水は合併処理浄化槽、雨水は自然流下により処理いたします。許可判断としまして、申請地は第 1 種農地ではありますが、不許可の例外である住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第

	<p>33 条第 4 号に該当するものと考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、8 番 藤谷 清志 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(8 番 藤谷 清志 委員、挙手)</p> <p>8 番 藤谷 清志 委員。</p>
8 番	<p>議案第 6 号の現地確認について報告いたします。</p> <p>3 月 26 日、9 番 高橋 敬悦 委員と私の 2 名、事務局 2 名とで現地確認をしましてまいりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたりは特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第 6 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第 6 号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に、議案第 7 号「非農地証明願いについて」を議題とします。案件を事務局より説明をお願い致します。</p>

議 長	<p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>
高橋主幹	<p>(議案第7号「非農地証明願いについて」、朗読説明)</p> <p>議案第7号「非農地証明願いについて」農地法第4条及び同法第5条の届出又は許可を受けていない土地について、農地法第2条の規定による農地でないことの証明願いを受理したので、証明の可否について決定を要す。令和2年4月14日提出。</p> <p>議案書57ページ、議案付属資料は38ページから40ページをご覧ください。申請地は、三梨町字宮田下川原243-2、地目は田、面積157㎡であります。土地の状況は昭和62年9月頃に農作業小屋を建築してされており、現在も農作業小屋は建っているものであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、8番 藤谷 清志 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(8番 藤谷 清志 委員、挙手)</p> <p>8番 藤谷 清志 委員。</p>
8番	<p>議案第7号の現地確認について報告いたします。</p> <p>3月26日、9番 高橋 敬悦 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてみました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたとおり、申請地は農作業小屋が建築されていることから、農地としての利用は不可能と判断しました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第7号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第7号について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>

	<p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手。ご異議ないものと認め、議案第7号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第8号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
<p>阿部班長</p>	<p>(議案第8号「下限面積（別段の面積）の設定について」、朗読説明)</p> <p>議案第8号「下限面積（別段の面積）の設定について」「農業委員会の適切な事務実施について」（20 経営第 5791 号平成 21 年 1 月 23 日付け農林水産省経営局長通知、平成 22 年 12 月 22 付け一部改正）により、今年度の農地法第3条第2項第5号の別段の面積について決定を要す。令和 2 年 4 月 14 日提出。</p> <p>議案書 59 ページをご覧ください。</p> <p>(議案書 59 ページを朗読説明)</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第8号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質問なしの声がありますので、議案第8号について採決を行います。別段の面積を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第8号「下限面積（別段の面積）の設定について」は、別段の面積を原案のとおり決定することと致しま</p>


す。


これもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。

(午後 3 時 25 分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第 13 条第 2 項により、会議内容について相違ない  
ことを認め署名押印する。

令和 2 年 4 月 14 日

議 長 半田好廣 

署名委員 15 番 佐藤栄子 

署名委員 3 番 高橋郁夫 